

平成21年12月18日
運輸審議会審理室

京成電鉄株式会社の鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請 事案に関する諮問及び公聴会の開催決定について

1. 諮問事案に係る公示について

平成21年12月17日付けで、「京成電鉄株式会社の鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請」事案について、国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありましたので、運輸審議会一般規則第16条第1項の規定により官報に告示するとともに、同規則第4条の規定により公示したのでお知らせします。（資料1）

2. 諮問事案に係る公聴会の開催決定について

平成21年12月17日付けで、国土交通大臣から運輸審議会に諮問された「京成電鉄株式会社の鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請」事案について、当審議会は、平成22年1月26日及び28日に公聴会を開催することを決定したのでお知らせします。（資料2）

[連絡先]

運輸審議会審理室 小室、石原
(代表) 03(5253)8111 (内線) 53515

[諮問事案に関する連絡先]

鉄道局鉄道業務政策課 黒川、栗原
(代表) 03(5253)8111 (内線) 40187

○国土交通省告示第 1 3 5 4 号

運輸審議会一般規則（昭和 2 7 年運輸省令第 8 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

国土交通大臣 前原 誠司

事案番号 平 2 1 第 4 0 0 1 号

事案の種類 鉄道の旅客運賃の上限設定の認可

申請事業者 京成電鉄株式会社

事案の内容

1. 普通旅客運賃

3 キロメートルまで 2 0 0 円、3 キロメートルを超え 5 キロメートルまで 3 0 0 円、5 キロメートルを超え 9 キロメートルまでの部分 2 キロメートルまでを増すごとに 7 0 円加算、9 キロメートルを超え 1 1 キロメートルまで 5 0 0 円、1 1 キロメートルを超え 1 4 キロメートルまで 5 7 0 円、1 4 キロメートルを超え 1 7 キロメートルまで 6 3 0 円、1 7 キロメートルを超え 2 3 キロメートルまでの部分 3 キロメートルまでを増すごとに 5 0 円加算、2 3 キロメートルを超え 2 9 キロメートルまでの部分 3 キロメートルまでを増すごとに 3 0 円加算、2 9 キロメートルを超え 4 5 キロメートルまでの部分 4 キロメートルまでを増すごとに 3 0 円加算、4 5 キロメートルを超え 4 9 キロメートルまで 9 3 0 円、4 9 キロメートルを超え 5 2 キロメートルまで 9 5 0 円とする対キロ区間制の運賃とする。

2. 定期旅客運賃（1 か月）

次の割引率で算定した額とする。

- (1) 通勤定期旅客運賃 3 0 %
- (2) 通学定期旅客運賃 5 6 %

京成電鉄株式会社の鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請 事案に関する公聴会の開催決定について

平成21年12月17日、国土交通大臣から運輸審議会に諮問された鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請事案（京成電鉄株式会社）について、当審議会は、同日、下記のとおり公聴会の開催を決定したのでお知らせします。

記

- 1 公聴会対象事業者 京成電鉄株式会社
- 2 開催日時 平成22年1月26日（火）及び28日（木）
いずれも午前11時30分から
- 3 開催場所 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 合同庁舎第3号館
国土交通省10階共用大会議室
- 4 一般公述人の人数及び
1人の公述時間 30人以内
15分以内
- 5 傍聴人の人数 100人以内
- 6 公聴会開催に関する
官報公示予定日 平成21年12月21日（月）
（公示概要：別紙）

公聴会開催に関する公示の概要

(平成21年12月21日 運輸審議会公示第8号)

1 事案の件名

京成電鉄株式会社の鉄道の旅客運賃の上限設定の認可
(事案番号：平21第4001号)

2 日 時

平成22年1月26日(火)及び28日(木)
いずれも午前11時30分から

3 場 所

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 合同庁舎第3号館
国土交通省10階共用大会議室

4 主 宰 者

運輸審議会

5 公 述 の 申 出

- (1) 公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ3部を平成22年1月6日(水)までに必ず到着するように、国土交通省運輸審議会(東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918)あてお送りください。
- (2) 公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名(振り仮名を付してください。)、住所、職業、年令(法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名(振り仮名を付してください。))、職名及び年令)及び事案に対する賛否を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、30人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成22年1月15日(金)午前10時から運輸審議会及び関東運輸局の掲示板に掲示します。

6 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「京成電鉄株式

会社の鉄道旅客運賃上限設定認可申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918）あてお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。

- (2) 傍聴人の人数は100人以内とし、申込者多数の場合は、平成22年1月6日（水）までに到着したもののなかから第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券（平成22年1月26日（火）及び平成22年1月28日（木）の二日間有効）は、平成22年1月15日（金）に発送します。

7 申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、当該事案の申請書その他の関係書類については、平成21年12月21日（月）から平成22年1月25日（月）までの間、公述申込書及び公述書等に係る文書については、平成22年1月7日（木）から平成22年1月25日（月）までの間、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び平成21年12月29日（火）から平成22年1月3日（日）までの年末年始を除き毎日午前10時から午後5時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

- (1) 運輸審議会審理室 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 合同庁舎第2号館
- (2) 関東運輸局鉄道部 神奈川県横浜市中区北仲通5の57 横浜第2合同庁舎

8 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9 その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局総務課運輸審議会審理室 03-5253-8111（内線53515）にお問い合わせください。